

神戸市介護サービス事業者の業務管理体制確認検査実施要綱

平成23年10月1日
保健福祉局長決定

(目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、要介護若しくは要支援の認定を受けた被保険者に介護保険制度に基づくサービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）の業務管理体制に対する検査を、神戸市が行うために必要な手順等を定めることにより、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び介護サービス事業者の法令遵守義務の履行を確保することを目的とする。

(業務管理体制の整備に関する届出)

第2条 法第115条の32第2項から第4項の規定による届出は、別に定める「神戸市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱」によるものとする。

(検査の対象)

第3条 この要綱で定める検査は、神戸市に対して前条の届出を行った介護サービス事業者、及び届出を行うべき介護サービス事業者を対象とする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査は、前条に定める介護サービス事業者に対し、業務管理体制の整備状況、及び運営状況を確認するために定期的に行う。

(2) 特別検査

特別検査は、前条に定める介護サービス事業者において、法第77条各号に掲げる事由に類する指定等取消相当の事案が発覚した場合に行う。

(検査の方法)

第5条 検査は、法第115条の33第1項の規定に基づき、業務管理体制の整備に関して、本市が指定する入力フォームもしくは様式（業務管理体制の整備に関する検査調書）を用いて、報告若しくは書類の提示を求め、又は対象となる介護サービス事業者の事業所など一定の場所において面談により報告を求め、若しくは質問することにより、実施する。

2 前項の検査は、法第23条、同第76条、同第78条の7、同第83条、同第90条、同第100条、同第114条の2、同第115条の7、同第115条の17、同第115条の27及び「神戸市介護保険サービス及び障害福祉サービス事業者等指導及び監査に係る事務取扱要領」に基づく運営指導若しくは監査を実施する場合、又は社会福祉法及び老人福祉法に基づく監査若しくは調査を実施する場合に、併せて行うことができるものとする。

3 一般検査を実施中に、前条第2号に該当する事実が判明した場合は、一般検査を中止し、直ちに特別検査を行うことができるものとする。

4 特別検査は、第1項による方法のほか、対象となる介護サービス事業者の事業所、若しくは事務所など関係のある施設へ立ち入り、その設備、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することにより、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、特別検査を実施する契機となった事案へ、介護サービス事業者が組織的に関与していたか否かを検証する。

(検査に係る方針及び実施計画)

第6条 検査に係る方針及び実施計画は、毎年度、当該年度当初に作成し、検査は、これに基づいて行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に検査を行うことができるものとする。

(検査結果の通知)

第7条 検査を実施した結果、介護サービス事業者に対し、助言を伝え、若しくは改善を要する事項を告知する場合、又は特に改善事項がないことを通知する場合は、検査中又は検査終了後に、口頭又は文書により行う。

2 検査の結果を集計し、傾向、留意点、事例等を介護サービス事業者全体に周知する場合は、対象事業者への文書若しくは口頭による通知、又は集団指導などの説明会における説明のほか、適当な広報手段により行う。

3 特別検査の結果、第5条第4項により組織的関与が認められた場合は、対象である介護サービス事業者の他の事業所の指定及び更新の可否を判断する者又は関係者へ、その事実を通知するものとする。

(勧告・公表)

第8条 検査の結果、法第115条の34第1項に該当する事実が認められた場合は、原則として、同条同項に規定する勧告を行うものとする。

2 前項の勧告は、文書の発出により行うものとする。

3 前項の文書を発出するにあたっては、勧告対象となる介護サービス事業者に対し、一定の期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

4 第1項の勧告の対象となった介護サービス事業者が、勧告に係る措置をとらなかった場合、又は前項の定められた期限内に改善報告書を提出しなかった場合は、法第115条の34第2項に基づく公表を行うことができるものとする。

5 前項の公表においては、係る公表が介護保険法に定める公表である旨を明示するものとする。

(命令)

第9条 前条の勧告を受けた介護サービス事業者が、定められた期間内に、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、原則として、法第115条の34第3項に規定する命令を行うものとする。

2 前項の命令にあたっては、「神戸市行政手続条例」第12条第1項第2号に定める弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、これを行わないことができるものとする。

3 前項の弁明の機会の付与にあたっては、「神戸市行政手続条例」の規定によるものとする。

4 第2項の弁明の機会の付与にあたって、「神戸市行政手続条例」第27条第1項の規定によりおく「相当な期間」は、1週間を下回らないこととする。

5 第1項の命令は、文書の発出により行うものとする。

6 前項の文書を発出するにあたっては、命令の対象となる介護サービス事業者に対し、一定の期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

7 第1項の命令を行った場合においては、法第115条の34第4項に規定する公示を行うものとする。

(検査の除外)

第10条 検査の実施に当たっては、対象となる介護サービス事業者の従業者若しくは従業者だった者、当該事業者による介護サービスの利用者若しくはその家族、又は一般市民等から寄せられる情報のうち、情報の内容が次の各号に該当するものについては、検査に用いないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 社会通念上、明らかに合理性を欠くもの

(3) 簡易な相談

(4) その他、情報提供の動機や目的から見て、調査等を行うことが適当でないと認められるもの(秘密の保持)

第11条 この検査を行うに当たり知り得た個人情報、正当な理由がない限り、第三者に知らせてはならず、相談・苦情・情報提供を寄せた利用者等の情報が事業者等に漏れることにより、利用者等の不利益となることが無いようにしなければならない。また、係る個人情報は、検査の目的外に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定められた検査を実施するために必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。